

## 第12回 評議員会 議事録

東京ビルメンテナンス政治連盟

- 1 開催の日時 平成31年2月26日(火)  
午後2時00分～午後3時00分
- 2 開催場所 ビルメンテナンス会館2階会議室
- 3 現在評議員数 評議員24名
- 4 定足数 評議員16名
- 5 出席者 評議員24名(出席17名、議決権行使書提出7名)
- 6 議長 (株)セイビ 取締役専務執行役員 向井 敏雄 氏
- 7 議事録署名人  
議長 (株)セイビ 取締役専務執行役員 向井 敏雄 氏  
評議員 (株)オーエンス 取締役営業本部長 白石 秀雄 氏
- 8 報告事項
- 9 審議事項  
第1号議案 平成30年事業報告  
第2号議案 平成30年収支決算報告  
—監査報告—  
第3号議案 平成31年運動方針案・事業計画案  
第4号議案 平成31年収支予算案  
第5号議案 東京ビルメンテナンス政治連盟規約の一部改正  
第6号議案 東京ビルメンテナンス政治連盟理事等の選出に関する細則の一部改正
- 10 その他  
意見交換等

### 11 議事の経過及び結果

#### 1 評議員会成立宣言

##### ○司会(石井事務局長)

皆さんこんにちは。政治連盟事務局長の石井でございます。

年度末近くのお忙しい時期でございますけれども、東京ビルメンテナンス政治連盟の第12回評議員会にお集まりいただきましてありがとうございます。

議長選出までの進行を私が進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。本日の進行は、お手元の評議員会資料1ページ目に次第がございます。これに沿いまして進めさせていただきますと思っております。

なお、4番に来賓ごあいさつがございますが、自民党東京都支部連合会幹事長でございます都議会議員の高島直樹先生がお越しいただく予定でございましたけれども、本日、都議会定例会の代表質問の日程と重なったということで、ご欠席となりますことをお伝え

させていただきます。

それでは、まず本評議員会の成立についてご報告申し上げます。

政治連盟の規約第10条で、評議員会は評議員の3分の2以上の出席によって成立するとしてございます。29、30年度の評議員数は当初25名でございましたが、後ほど報告させていただきますが、現員は24名ということで、これに対して16名以上の出席が必要となります。

本日の出席状況は、17名の評議員の方にご出席いただいております。

また、出席に算入する議決権行使書の提出者が7名でございます。委任状の提出はゼロという状況でございます。従いまして、本日の評議員会は有効に成立しております。

なお、議決権行使書提出の7名は、皆様、原案に賛成していただいております。

## **2 議長選出**

### **○司会**

それでは、続きまして、議長の選出に移らせていただきます。

政治連盟規約第9条に「評議員会の議長は評議員の互選により選任する」とございます。具体的方法は定めてございませんが、ご意見はございますか。

特にございませんようでしたら、司会にお任せいただいでよろしいでしょうか。

**【「異議なし」の声あり】**

### **○司会**

ありがとうございます。

それでは、株式会社セイビの向井敏雄評議員様にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【「はい」の声あり】**

### **○司会**

よろしく申し上げます。

向井様にご了解いただきましたので、本日の評議員会議長をお願い申し上げたいと存じます。評議員の皆様、よろしいでしょうか

**【「異議なし」の声あり】**

### **○司会**

ありがとうございます。それでは、向井様、議長席へ移動をお願い申し上げます。

### **○向井議長**

議長にご指名いただきました向井でございます。大変僭越ではございますが、議長の進行の役割を果たしていきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。(拍手)

## **3 議事録署名人の選出**

### **○向井議長**

早速ではございますが、まず議事録署名人につきましてお諮りいたしたいと思っております。  
政治連盟規約には評議員会の議事録署名人に関する定めはございませんが、慣例で議長以外に議事録署名人を1名選出しております。今回も評議員の中から1名の方に、議事録署名人をお願いしたいと存じます。

議事録署名人の選出は、いかがいたしましょうか。議長一任ということによろしいでしょうか。

### 【「異議なし」の声あり】

#### ○向井議長

ありがとうございます。議長一任のご承認をいただきました。ありがとうございます。

それでは、議事録署名人のご指名を申し上げます。白石秀雄評議員（株式会社オーエンス）様をお願いしたいと思っております。

白石様と議長の私で第12回評議員会の議事録署名人を務めさせていただきます。

## 4 来賓あいさつ

#### ○向井議長

続きまして、来賓のご挨拶でございます。

参議院議員の中川先生にお越しいただいております。

中川先生は、参議院の行政監視委員長、自民党税制調査会副会長等の要職を務められております。中川雅治先生、お願いいたします。

#### ○中川環境大臣

ご紹介いただきました参議院議員の中川雅治でございます。

本日は、東京ビルメンテナンス政治連盟の評議員会にお招きいただきまして、まことにありがとうございます。

梶山理事長を初め役員の皆様方、また評議員の皆様方には、とりわけご支援を賜っておりまして、また、いろいろご指導いただきしておりまして、厚く御礼を申し上げます。

私自身、お手元にも配られていると思いますが、「全政連ニュース」にございます自民党のビルメンテナンス議員連盟の幹事長をさせていただいております。ビルメンテナンス業界の発展のために、私自身、努力を続けさせていただいております。

また、いつも要望をお聞きする際に自民党東京都連のご指摘をいただきまして、税制改正や予算編成に関連するご要望を承っております。また、その回答は、私がいつも関係省庁から回答をまず聞いて、そして私のコメントを添えて、ビルメンテナンス政治連盟のほうに提出をさせていただいております。

また、最近、公共工事品質確保法——いわゆる「品確法」と言っておりますが、その改正を議員立法でもう一度していこうという動きが出ております。

先般、「品確法」の改正をしたときに、これはもともと公共工事の品質確保のための法律

でございます。国土交通省の所管の法律になるわけでございます。そこに、公共工事によってできた建物等の維持管理というものを「品確法」の対象につけ加えまして、そして、その入札方式について品質を確保するためのいろいろな工夫をしていくべきだ、こういう考え方のもとに法律改正がなされたところでございます。

今般、また「品確法」の改正の動きが出ておりますが、一つは、災害時の緊急対応、それから、働き方改革が生産性向上のために——これは公共工事のほうでございますけれども、適正な工期を設定する。また、施工時期の平準化の推進、そして労務費、法定福利費が行き渡るような適正な請負代金の税率の推進等々、そういったことを盛り込む改正を今作業しているところでございます。

この公共工事につきまして、最初の段階では、測量・設計・調査などがまずあるわけですね。そしていわゆる公共工事、工事本体があって、そして公共工事によってでき上がった建物等の維持管理、こういうのが一連の流れになるわけでございますが、まず、公共工事の先立つ測量・設計・調査、ここの部分が「品確法」の対象だということを明確に規定します。そして今度は、でき上がった建物の維持管理についても明確に規定していく。

先般の改正で対象になったということでございますが、この「品確法」が、理念法というような性格のものでございますので、それによってガイドラインができましたが、もっと具体的に、「品確法」から直に、しっかりとした入札方式等々の手当てができるようにしていくことが必要だという考え方のもとに、今回こういう条文を入れることになりました。

「国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行う場合は、その品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に関与しつつ、当該目的物について適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない」。こういう規定を新設することにいたしました。

この「品確法」は、入札方式を定めるときに発注者という概念があるわけなんですけれども、この発注者ということだと、既にできている建物の維持管理をするというのが読めないんじゃないかということで、極めてこれは「品確法」にとっては異例のことなんですけれども、発注者という概念ではなくて、「国、特殊法人等、及び地方公共団体は」ということで、「公共工事の目的物の維持管理を行う場合は」ということで、発注者より広い概念にするように規定をすることにいたしました。

ですから、これは民間の方については適用になるものではございませんが、国とか特殊法人等、それから地方公共団体が建物の維持管理を行う場合には、その品質が将来にわたり確保されるよう——ここで、いわゆる「安かろう悪かろう」という入札をしてはいけないということがはっきりしております。

しかも、「維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ」ということでございまして、ビルメンテナンス業界の現状は大変人手不足ですし、それから、将来の担い手、将来の人材を確保していく、そのためには適正な利潤を上げて、そして従業員の方の賃金

をしっかりと確保していく、そういうことが必要だ。そういう趣旨がこの法律によってきちんと明文で書かれたということでございます。

既に厚生労働省の生活衛生課のほうからガイドラインが出ておりますけれども、今回の改正によって、法律にまさにポイントとなる部分を明記したということでございます。

実はこの法律は国土交通省の国土交通大臣の所管の法律なのですが、ビルメンテナンス業界の所管大臣は厚生労働大臣です。ですから、国交省の法律に厚生労働省の所管のことを入れ込むということはなかなか、政府提案だと難しいわけです。ですから議員立法で、政治でそのところの調整はしっかりとさせていただいて、このような形で、衆議院法制局で条文を書きいただきまして、これは自民党、公明党を含めて与党でしっかりと、審議し、そして、これから野党との調整をして、この国会に提出をして成立をさせたいと、こういうことで今進んでいるところでございます。私も「品確法」の改正プロジェクトチームの役員として参画をさせていただいております、議論を展開しているところでございます。皆様方のご要望を既にいただきながら発言をさせていただき、こういった方向で今取りまとめをしているところだということをご報告させていただきたいと思っております。

そのほか、さまざまなご要望をいただいております。これは伊吹文明先生が会長でありますビルメンテナンス議員連盟の幹事長という立場で、関係各省に皆様方のご要望はしっかりとお伝えして、全国レベルでしっかりと対応させていただきたいと思っております。まだまだ十分に進展していない分野もございすけれども、これからも一つずつ前進をさせて、ビルメンテナンス協会発展のために尽くしてまいりたいと思っておりますので、引き続きのご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。(拍手)

#### ○向井議長

中川先生、ありがとうございました。

梶山理事長から、先生にお礼のご挨拶をお願いいたします。

#### ○梶山理事長

中川先生には、日ごろからビルメンテナンス業界の発展にお力添えを賜りまして、まことにありがとうございます。

また、本日は国会の予算審議等で大変お忙しい中、ご挨拶をいただいたことにつきまして感謝を申し上げます。

先ほど詳しくご説明をいただいたように、「品確法」の新たな改正に向けて大変なご尽力をいただきました。私ども政治連盟会員が一体となりましてご支援申し上げたいと存じますので、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をいただきまよう、よろしく願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

#### ○向井議長

ありがとうございました。中川先生は公務のため、ここでご退席されます。

皆様、拍手でお見送りくださいますようお願いいたします。(拍手)

## **5 理事長あいさつ**

### **○向井議長**

続きまして、次第に従いまして、梶山理事長からご挨拶をお願いいたします。

### **○梶山理事長**

政治連盟理事長の梶山龍誠でございます。

本日は、お忙しい時期に、第12回評議員会にご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。着席をさせていただきます。

本日の議案は、平成30年の事業報告と収支決算報告、平成31年運動方針案と事業計画案及び予算案のほか、政治連盟規約の改正6議案でございます。当政治連盟の活動の重要事項でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、ことしは4月でございます統一地方選挙や、7月でございます参議院議員選挙でございます。当業界の要望活動が進展するためには先生方のご協力が不可欠でございます。皆様の力強いご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今回は向井評議員に議長の重責をお引き受けいただきましたこと、大変感謝を申し上げます。以上でございます。

### **○向井議長**

ありがとうございました。

## **6 報告事項**

### **○向井議長**

次は、事務局長から報告事項をお願いいたします。

### **○石井事務局長**

それでは、資料の3ページ目をお開きいただきたいと思います。

報告事項は、評議員の退任にかかわる対応でございます。

昨年末、中央ビルサービス株式会社の取締役会長の島岡秀文様をご逝去されました。このため、評議員の現在数は24名になってございますが、評議員会は3分の2以上の出席で成立いたしますので、今回、補充はせずをお願いしたいという報告でございます。

島岡様におかれましては、長年にわたり評議員をお務めいただき、毎回のようの評議員会議長をお務めいただくなど、大変ご貢献をいただいております。心からご冥福をお祈り申し上げます。以上でございます。

### **○向井議長**

ありがとうございました。

## **7 審議事項**

### **○向井議長**

それでは、審議事項のほうに入らせていただきたいと思います。

本日は6つの議案の審議がございます。

初めに、審議の進め方についてお諮りいたします。

本日の議案は、それぞれが関連する議案であります。第1号議案「平成30年事業報告」と第2号議案「平成30年収支決算報告」、そして第3号議案「平成31年運動方針案・事業計画案」と第4号議案「平成31年収支予算案」、さらに第5号議案「政治連盟規約の一部改正」と第6号議案「政治連盟理事等の選出に関する細則の一部改正」とは、関連の深い議案となっております。これらの議案を続けて説明を受けた後、一括して質問とご意見をお受けし、その後、議案ごとに採決してはどうかという提案でございます。

このような審議の進め方につきまして、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

### **○向井議長**

ありがとうございます。

ご承認いただきましたので、そのように進めさせていただきます。

### **第1号議案 平成30年事業報告**

### **第2号議案 平成30年収支決算報告**

#### **－ 監査報告 －**

### **○向井議長**

それでは、第1号議案「平成30年事業報告」、第2号議案「平成30年収支決算報告」についてご審議いたします。

第1号議案は横田幹事長から、続いて第2号議案は野口会計責任者から、さらに監査報告は大村監事から、ご説明をお願いいたします。

### **○横田幹事長**

それでは、第1号議案「平成30年事業報告」について説明いたします。

お手元の資料、5ページから12ページが事業報告でございます。

まず、第1、東京都所有の建築物の維持管理に関する要望活動では、1、要望活動の実施として、時系列順にまとめております。(1)から(3)は、都議会各会派への要望活動の実施です。昨年までは都民ファーストの会も実施しておりましたが、平成30年度は案内があった3会派のみで実施いたしました。公明党は7月に実施し、自民党と立憲民主党は9月に実施いたしました。

(4)、(5)は、都議会自民党ビルメンテナンス業振興政策研究会との意見交換でございます。12月は財務局の契約調整担当課長にもご出席いただいております。

要望内容は、5 ページ中ほど、2、要望項目に記載しております。

要望内容は、継続して要望している内容、その他に、新たな要望として、7 ページの 4、十分な予算措置及び適正な予定価格の設定に関すること、(3) がございます。

この項目は、積算時の要望として、建築保全業務に係る技能労働者の労務単価については、公園清掃等の委託単価だけではなく、軽作業、設備機械工にも公共工事設計労務単価と同じ職種の単価を適用していただきたい、と要望いたしました。

7 ページ下部の 3 要望の進捗状況についてですが、最低制限価格や低入札価格調査制度を業務委託へ直ちに導入することはない、などの回答もいただいております。

毎年重複する要望でございますが、すぐに結果があらわれ、大幅に前進するということはありません。今後も都議会自民党ビルメン政策研究会の先生方にご協力をいただきながら、地道に一步一步ですが、着実に成果を上げていきたいと考えております。

次に、8 ページの第 2、関係諸法令等の改正に関する運動では、国の予算及び入札制度改正に関する要望書を自民党東京都支部連合会に提出し、東京都選出の国会議員の先生方を通じて要望実現のための運動を行いました。

要望内容は記載のとおりです。

新たな項目は、10 ページの(3)障害者雇用への支援策についてでございます。

アは、知的障害者雇用時に必要なサポーター等の経費を計上した契約の試行を要望しております。

イは、省庁統一資格の等級算定項目として、障害者雇用率の新設を要望しております。

また、最後に、サマータイムの導入時の検討に関する要望をしております。

10 ページ下部の 3、要望の進捗状況についてですが、自民党都連の要望聴取会では、出席国会議員の皆様から要望項目の理解が示され、全国政連でも昨年 11 月に自民党に要望を行っており、共通の課題について連携して要望を進めることができました。

次に、11 ページの第 3、ビルメンテナンス業界の理解者である議員・候補者の応援です。

昨年は新宿区長選挙があり、現職の吉住候補を推薦しました。結果は、資料のとおり、当選されました。

また、2、その他の応援活動として、各種パーティー等に出席いたしました。出席したパーティーについては資料のとおりであります。

続いて、12 ページの第 4、広報活動です。

平成 30 年度は機関紙を 4 回発行しております。また、機関紙の名刺広告の掲載では、役員、会員の皆様にご協力をいただきました。ありがとうございました。

ホームページでは、理事会や要望活動の状況、業界に有益な情報等、いち早く掲載するよう努めております。

最後に、理事会など会議等の実施を記載しております。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年の政治連盟事業報告とさせていただきます。



よろしくご審議のほどお願いいたします。

### ○向井議長

ありがとうございました。

続きまして、第2号議案「平成30年収支決算報告」を、野口会計責任者、お願いいたします。

### ○野口会計責任者

第2号議案「平成30年度の収支決算報告」をいたします。お手元の資料13ページをご覧ください。

収入の総額、前年からの繰越額は1,007万円でございます。

本年の収入額、機関紙発行その他の事業収入のうち機関紙発行関係では、機関紙を年4回発行し、機関紙購読料は毎号7,500円としております。年間の機関紙購読料収入は1,386万円となり、また、機関紙への年賀広告、暑中見舞い広告には38社の記載があり、広告掲載料42万円を合わせて、1,428万円となりました。

その他の収入は、5万円でした。東京協会と共催した平成30年の新年賀詞交歓会会費が、5口、5万円ありました。これは、出席いただいた国会議員、都議会議員からの会費でございます。

このほか、普通預金の受取利息92円がありました。

平成30年の収入は1,433万円、29年からの繰越額1,007万円と合わせ、収入の総額は2,440万円となりました。

支出の総額でございます。経常経費として255万円の支出がありました。東京協会の事務委託契約によるもので、毎年定額を支出しております。

内訳は、人件費の月額が14万9,040円、備品・消耗品費の月額2万5,920円、事務所費等の月額が3万7,800円でございます。

続きまして、政治活動費は892万円の支出がありました。全政連への分担金、理事会、評議員会の開催の費用、政治家のパーティー券の購入、機関紙の発行費等でございます。

組織活動費といたしましては673万円の支出がありました。全政連への分担金、評議員会や理事会の開催費、新年賀詞交歓会費、そして国政、都政関係のパーティー券の購入でございます。

選挙関係費は、衆議院の解散がありませんでしたので、事務所訪問交通費2,000円のみ支出いたしました。

広報活動費は、年4回発行の機関紙「東京ビル政連」の制作費と、ホームページ関係費で218万円でございます。

その他の支出といたしましては、平成29年に賦課された消費税の6万円を30年に納付いたしました。

平成30年の支出総額は、1,153万円となりました。30年の収入額1,433万円から支出総

額 1,153 万円を引いた当期収支差額は 279 万円のプラスとなりました。

30 年の収入総額から支出総額を引いた 1,286 万円を 31 年度に繰り越すこととなりました。

以上が、平成 30 年の収支報告でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○向井議長

ありがとうございました。

続きまして、監査報告につきまして、大村監事よりご説明をお願いいたします。

#### ○大村監事

監事の大小村でございます。よろしくお願いいたします。

14 ページをお開きください。

監査報告書

平成 31 年 1 月 25 日に私は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告いたします。

##### 1、監査の方法

(1) 会計監査について、帳簿、伝票及び証拠書類を精査して、計算書類の正確性を検討いたしました。

(2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事からの業務報告、関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続を行い、業務執行の妥当性を検討いたしました。

##### 2、監査意見

(1) 決算報告書は、会計帳簿の記載金額と一致し、当政治連盟の財政状況を正しく示していると認めます。なお、当連盟の財政状況は健全であると認めます。

(2) 理事の職務執行に関する不正の行為及び法令等に違反する事実はなく、適正に運営していると認めます。

以上、監査報告を終わります。

#### ○向井議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に移ります。

評議員の皆様、ご質問がございましたら、挙手の上、お名前と、第何号議案に関する質問かご明示の上、ご発言願います。

なお、発言の際は、机上マイクのボタンを押してからご発言をお願いします。

ご質問等についてお聞きいたします。ご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、採決に移らせていただきます。

第 1 号議案採決。平成 30 年事業報告について、反対、賛成の順に評議員の方の挙手をお願いいたします。

まず、反対の方、お願いいたします。

反対の方の挙手がないので、全会一致により可決をされました。ありがとうございます。

続きまして、第2号議案の採決に入らせていただきます。

同じく反対の方、挙手を願います。

反対の方の挙手がないので、こちらも全会一致により可決をされました。

ありがとうございます。

### **第3号議案 平成31年運動方針案・事業計画案**

### **第4号議案 平成31年収支予算案**

#### **○向井議長**

続きまして、第3号議案、第4号議案の一括審議を行います。

第3号議案は横田幹事長から、続いて、第4号議案は野口会計責任者からご説明願います。横田幹事長、お願いいたします。

#### **○横田幹事長**

それでは、第3号議案「平成31年運動方針案・事業計画案」について説明いたします。

お手元の資料15ページが、平成31年の運動方針案と事業計画案でございます。

運動方針案は、1、ビルメン業の発展を促進する適切な運動を行うこと。

2、都議会及び国会議員の先生方との連携を密にし、要望活動を行うこと。

3、各種団体協議会や、全国ビル政連と連携し、運動を進めていくこととございます。

事業計画案は、1、東京協会と連携し、都議会の先生方と協同し、都に対し粘り強い対応を図ること。

2、国会議員の先生方や全国ビル政連と連携して、国に対して活動すること。

3、国会及び都議会の先生方の支援活動を行うこと。

4、機関紙を年4回発行し、ホームページを随時更新し、情報提供をすることとございます。

以上、簡単ではございますが、平成31年運動方針案と事業計画案とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### **○向井議長**

ありがとうございました。

続きまして、野口会計責任者、お願いいたします。

#### **○野口会計責任者**

第4号議案「平成31年度の収支予算案」のご説明をさせていただきます。

お手元の資料17ページをご覧ください。

予算案は、平成31年10月の消費税率10%への改定を想定した支出を計上しております。

なお、機関紙発行料に関しては、消費税率改定後も毎号、税込み7,500円で計上してお

ります。

収入に関しましては、機関紙発行その他の事業収入は、機関紙購読料を1,392万円、機関紙広告掲載は40社を見込み、43万円。合わせて1,435万円を見込んでおります。

その他の収入は、5万円を見込んでおります。

平成30年からの繰越額は1,286万円で、本年の収入額は2,726万円計上しております。

続きまして、支出につきまして、経常経費は東京協会への事務委託料です。毎月定額で支出をしていくこととなりますが、10月の消費税率改定を想定し、256万円を計上しております。

政治活動費は1,161万円でございます。これは、組織活動費、選挙関係費、広報活動費でございます。

組織活動費として751万円を見込みます。組織活動費は、全国ビルメンテナンス政治連盟の分担金や、理事会や評議員会の開催費、新年賀詞交歓会の開催費用、政治家のパーティー券購入等の費用でございます。

選挙関係費でございますが、平成31年に行われる参議院議員選挙の推薦料を前回の実績により50万円、衆議院が解散された場合の推薦料を120万円、その他選挙関係費の10万円、計180万円を計上しております。

広告活動費は、230万円を計上し、機関紙「東京ビル政連」の制作費とホームページの維持管理費でございます。

その他の支出は、30年会計に賦課された消費税として50万円を計上しております。

平成31年の支出合計は1,468万円となり、当期収支はマイナス27万円となり、平成32年へは1,258万円繰り越すこととなります。

以上が、平成31年収支予算案の説明でございます。よろしくお願いたします。

## ○向井議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に移ります。ご質問のある方は、挙手してください。

よろしいでしょうか。

ご質問がないようですので、採決に移らせていただきます。

それでは、第3号議案の採決を行います。平成31年運動方針案・事業計画案について、反対の方、挙手をお願いいたします。

反対の方はいらっしゃいませんので、全会一致ということで可決されました。ありがとうございます。

続きまして、第4号議案の採決に入ります。

第4号議案、平成31年収支予算案について、反対の方、挙手をお願いいたします。

反対の方はいらっしゃいませんので、同じく、全会一致で可決をされました。ありがとうございます。

**第 5 号議案 東京ビルメンテナンス政治連盟規約の一部改正**

**第 6 号議案 東京ビルメンテナンス政治連盟理事等の選出に関する細則の一部改正**

**○向井議長**

続きまして、第 5 号議案、第 6 号議案について審議いたします。

第 5 号議案、第 6 号議案につきまして、横田幹事長と石井事務局長からご説明願います。

横田幹事長から提案説明をお願いいたします。

**○横田幹事長**

第 5 号議案、第 6 号議案について、関連性がございますので、続けてご説明をさせていただきます。

当政連の規約及び理事等の選出に関する細則は、平成 23 年に改正して以来、7 年を超える期間が経過しました。この間、政治連盟の活動をめぐる環境の変化等もありましたので、今回、規約と細則を横断的に見直し、その改正を図るものであります。

記載の第 5 号議案「政治連盟規約の一部改正」につきましては、資料 19 ページからとなります。多少細かな規定の追加もありますが、評議員会と理事会の審議事項の一部変更、支部設置規定の削除など、政治連盟運営の基本的事項を整理いたしました。

第 6 号議案、細則の一部改正につきましては、資料 31 ページからとなりますが、細則の一部条文を規約に移したほか、機関紙の講読申し込みなど、規約施行に必要な事項を新たに規定いたします。

この改正に伴い、細則の名称を「理事等の選出に関する細則」から「規約の施行に関する細則」に変更いたします。

両議案とも、議決いただきましたら、明日からの施行を考えております。

改正点の詳細については、石井事務局長からご説明をいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○石井事務局長**

それでは、まず第 5 号議案の少し細かな説明を申し上げます。資料ページは 19 ページでございます。

こちらは、条文の番号におおむね沿いました形で、主な改正点が列挙してございます。

また、次のページからは、改正案が左側、現行規約が右側という形で、新旧対照表を含む条文の順に並べてございます。

アンダーラインが付してあるところが新しい改正案で文言を追加しているところ等でございます。

また、26 ページから、こちらが新しい規約を掲載してございまして、文面の追加等のところは赤い文字で表示させていただいてございます。

19 ページに戻っていただきますと、主な改正点の最初の(1)でございますが、第 7 条が

「事業」というところで、これは条文をあわせてご覧いただくとわかりやすいですが、今まで東京ビル政連のさまざまな事業を列記している項目でございましたけれども、連盟の事業を展開する上で重要な収入源であり、また連盟の活動を伝える重要な機関紙の発行について規定上整理してございませんでしたので、こちらを追加してございます。

また、それに伴う機関紙の講読というのが第8条ですが、こちらも今までほぼ自動的に正会員、あるいは賛助会員に加わっていただいた方に機関紙を講読していただいているわけですが、政治連盟に加入せずとも機関紙だけを講読したいという方を受けるといった条文がございませんでしたので、それを想定した中で、新たな機関紙講読をできる方々を読み込めるような条文の追加もしているわけでございます。

また、12条に移りますと、12条、そして15条の第1項のところ、評議員会の役割と理事会の役割分担の重要なポイントでございます。12条におきましては、運動方針や事業計画、収支予算の承認等さまざまな政連運営の根幹的な部分の議決を評議員会の場で今まで決議していただいたわけでございます。ただ、新年度の運動方針や新年度の予算等につきまして、評議員会を開催する時期がどうしても年度が明けた後になっているという実情がございまして、新年度が始まる前に理事会で決議をさせていただき、新年度の事業計画、あるいは予算案は、その承認した内容について報告するという整理にさせていただいております。これは東京協会の理事会と総会の関係と同じような形で整理させていただいている案でございます。

また、理事会の役割としては、15条第1項の第4号で、機関紙の講読料金を今後改定するような場合等につきましては、理事会で決議するという案でございます。

また、役員選出の資格要件は、これまで細則で規定されていたことが多くございますが、例えば13条第1項で評議員、17条第1項では理事、そして21条は監事等が細則で決められていました。それは重要な案件だということで、規約に条文を移させていただいております。

また、25条、こちらは全国ビルメンテナンス政治連盟との関係でございますが、これまでは全国ビルメンテナンス政治連盟の機関紙の仕入れ代というような形で支出をしておりましたが、全国ビルメンテナンス政治連盟の規約改定に伴い、東京政連と全国政連の関係が分担金方式に変わりました。それにあわせて、25条に分担金の支出について定義しております。

あと、条文の順番がちょっとさかのぼりますが、重要なことでございますので、第6条をご覧いただきたいと思いますが、これまでは第6条2項、「この連盟は東京都の区または行政単位の連合体に支部を置くことができる」ということで、過去において短期間、支部を設置したこともございましたが、そこを廃止し、長い期間が経ってございますので、条文から削除しているということ等がございまして。

その他としましては、この2番目から後でございますけれども、議事録を作成する署名

人をどのようにするか等、実務的なことが条文上整理されていなかったものを、今回の改定に合わせて細かな実務の実態に合わせた条文整理等をしている、こういったことが政治連盟規約の改正の主な点でございます。

続きまして、第6号議案は、31ページになります。

こちらにも主な改正点、その次のページが新旧対照表、さらにその後ろに新しい条文を整理し、赤文字が新たにつけ加わったところ、変更したところとなっております。

先ほど幹事長からお話ございましたように、今までは理事等の選出に関する細則ということで、評議員、理事、監事等の選出に係ることに特化したものでございましたけれども、今回、機関紙の講読、申し込み等、実務に近いことについてはこちらの細則に移して規定するというので、それに合わせて細則の題名も変更してございます。

内容は、2の「改正の概要」というところで、評議員や理事の選出の要件等を政連の規約に移したこと等がございますが、特に(2)に注目していただきたいのですが、第2条の第2項というところで、評議員の欠員が発生したときにどうするか、今まで明確になっていなかった部分を、今回、少し細かく定義してございます。

また、第4条2項をご覧いただきたいと思います。こちらは、東京協会のルールを参考にさせていただいて定義したところでございますが、理事が、さまざまな理由で任期の途中に選出当時の資格を失った場合の扱いということでございます。3行目に、同一法人に所属する場合にあっては本人から理事を継続したい旨の申し出があり、理事会がこれを承認した場合には、任期中、理事としての職務を継続することができるというような定義を明確にしているところでございます。

このほか、条文全体では、第1章、第2章ということで、内容をまとめた見出しをつけたりして、全体をわかりやすく整理させていただいたつもりでございます。

そのほかにも、文言整理等がございますが、資料等をご覧いただきたいと思っております。

最後になりますが、今までの加入申込書、あるいは機関紙講読申込書等は、これは別途定めるといふ条文がありましたが、規定、細則等の中で掲載してございませんでしたので、この機会にその様式を添付させていただきました。

以上でございます。

#### ○向井議長

ありがとうございました。

それでは、第5号議案と第6号議案につきまして、これより質疑に移らせていただきます。

ご意見等がございましたらご発言願いたいと思います。

ご質問もないようですので、採決に移らせていただきます。

第5号議案、東京ビルメンテナンス政治連盟規約の一部改正について、反対、賛成の順に挙手をお願いいたします。

反対の方、お願いいたします。

反対の挙手がございますので、これも全会一致で可決をされました。

続きまして、6号議案について採決を行います。

第6号議案、東京ビルメンテナンス政治連盟理事等の選出に関する細則の一部改正について、反対、賛成の順に挙手をお願いいたします。

反対の方、挙手をお願いいたします。

反対の挙手の方がございませんので、全会一致により可決をされました。ありがとうございます。

議案の審議は以上で終了いたします。

## **8 その他**

### **意見交換等**

#### **○向井議長**

続きまして、次第の8、その他に移りたいと存じます。事務局から説明はございますか。

#### **○石井事務局長**

はい。席上配付の第12回評議員会という小冊子の束があると思います。こちらを簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目が、「平成31年度の東京都予算に対する要望についての回答」というものが、2月20日付で都議会自民党からご返事をいただきました。先ほど横田幹事長から要望内容についてご説明がございました。その東京ビルメンテナンス政治連盟にかかわるところを、次のページ以降、項目ごとに集約した形で、要望に対する回答の形で整理してございます。

全体を通してみますと、現時点では要望を取り入れてもらえていない部分も多々ございますけれども、さまざまな項目について今後検討していくとか、他自治体の状況を調査、研究して考えていく等のご返事をいただいている状況でございます。こちらが1つ目でございます。

次が名簿でございますが、都議会自由民主党のビルメンテナンス業振興政策研究会のメンバーでございます。前回の都議会議員選挙で自由民主党の議席数も変わってございますが、その後、具体的に名簿が固まるまで少し時間がかかりましたが、昨年、こちらの顧問の高島直樹先生、そして宇田川先生が会長等々で、こういったメンバーでビルメン業の振興政策を考えてくださるということでございます。東京都議会経由の要望は、こちらの皆様にご連絡を差し上げてお話を聞いていただくということがベースになってございます。

その次が資料3でございます。こちらは国会におきますビルメンテナンス議員連盟の名簿ということでございます。伊吹会長から14番の稲田朋美議員まで、衆議院、参議院の皆様がこちらのメンバーということでございます。ちなみに、2番目の橋本聖子副会長様は



今回の参議院議員選挙の対象になっているというところでございます。

その次に、「東京ビル政連」、そして「全政連ニュース」の一番最近の号を添付させていただきます。

先ほど中川先生が話された、この「全政連ニュース」をあけていただきますと、ビルメン業発展のための関係各省庁への要望等が大きな記事で載っておりますので、後ほどご覧いただければありがたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

#### ○向井議長

ありがとうございました。評議員の皆様のご意見がございましたら、意見交換として、どうぞご遠慮なくおっしゃってください。

ございませんでしょうか。

ないようですので、意見交換を終了したいと思います。

長時間にわたりありがとうございました。皆様のご協力によりまして評議員会の全ての議事を終えることができました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

以上で第12回評議員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本評議員会の議決を証するため、議長及び議事録署名人において署名押印する。

(審議された資料を議事録末尾に添付します。)

平成31年3月7日

議長

[印]

議事録署名人

評議員

[印]